

「神城断層地震」で被災された方の県営水道料金を減免します

長野県企業局では、平成 26 年 11 月 22 日に発生した神城断層地震で被災され、県営水道の給水区域内に避難される方の水道料金を減免します。

1 減免の対象となる方

神城断層地震により被災した次のいずれかに該当する方で、県営水道の給水の申込みを行った方を対象とします。

- (1) 長野県神城断層地震復旧・復興方針により貸付料が無料となる県営住宅・県職員住宅に入居される方
- (2) (一社)長野県宅地建物取引業協会と県との協定により住宅の媒介手数料が無報酬となる民間賃貸住宅に入居される方

2 水道料金の減免額

全額免除

3 減免の期間

入居日から原則 1 年間

4 減免申請手続

減免申請書の提出をお願いします。県営水道に給水申込みをされるときに、併せてお申し出ください。

お問い合わせは、下記までお願いします。

長野県企業局水道事業係 (Tel.026-235-7381)
〒381-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2